

# 成田ヒルズカントリー クラブ

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 本クラブは、成田ヒルズカントリークラブ（以下「クラブ」という）と称する。

(目 的)

第2条 クラブは、成田ヒルズカントリークラブ株式会社（以下「会社」という）が千葉県印旛郡栄町において経営するゴルフ場成田ヒルズカントリークラブ（以下「施設」という）の利用を通じて、会員相互の親睦を図り、併せて健全なレクリエーション活動の普及・発展に寄与することを目的とする。

(施設の経営等)

第3条 クラブは、前条の目的を達するための社交組織であり、施設の建設、経営並びに管理及び運営は、総て会社が行うものとする。

(事務所)

第4条 クラブの事務所は、施設のクラブハウス内及び必要な箇所に置く。

## 第2章 会員及び記名会員

(入会資格)

第5条 クラブの会員となる資格を有する者は、次のとおりとする。

- 1 正会員 会社発行の無額面株式（以下「株式」という）2株を1単位とする2株券を所有すべき者。
- 2 平日会員 株式1株を1単位とする1株券を所有すべき者。
- 2 株主は、クラブへの入会を希望するときは、会社に入会申込書その他の会社所定の書類を提出し、理事会の承認を得たのち、会社に入会登録料を支払う。但し、入会登録料の額は会社が定めるものとし、事由の如何を問わず、会社に対し、入会登録料の返還を求めすることはできない。
- 3 株主及び正会員、平日会員は会社に対し、1株券2枚を2株券1枚と交換するよう求めることができる。

(入会拒絶事由)

第6条 理事会は、入会希望者に次の事由があるときは、入会を拒絶することができる。

- ① 成年被後見人又は被保佐人の宣告を受け、その取消を得ざる者。
- ② 銀行取引の停止中もしくは破産申立中の者又は破産宣告を受けて未だ免責決定を受けざる者。
- ③ 日本国の内外を問わず、禁固以上の有罪判決を受けた者。
- ④ 他のゴルフクラブにおいて除名されたことがある者。
- ⑤ 暴力団その他の反社会的団体の構成員、準構成員又はこれら団体と密接な関係を有すると認められる者。
- ⑥ 前各号に準ずる者及びその他クラブの円滑な運営に支障があると認められる者。

(記名会員)

第7条 会員は、その会員資格1単位につき1名の割合で、施設利用者（以下「記名会員」という）の登録を行うことができる。但し、記名会員の登録を行った会員は、その登録を抹消するまで、会員として施設を利用することはできない。

- 2 記名会員の登録又はその変更もしくは抹消の登録を行うときは、会社にその旨の申込書その他会社所定の書類を提出し、理事会の承認を得たのち、会社に登録料を支払うものとする。
- 3 会員が資格を喪失したときは、記名会員も同時にその資格を喪失する。

(施設の利用)

第8条 正会員又は記名正会員は、施設の全営業日において、その営業時間中、施設を利用することができる。

- 2 平日会員又は記名平日会員は、施設の営業日のうち次の各号の一に当たる日において、その営業時間中、施設を利用することができる。
  - 1 日曜日から金曜日までのうち、国民の祝日に関する法律第3条第1項ないし第3項に定める休日を除く日。
  - 2 前号の法律の定めにより連休が生ずる場合における連休の最終日。
  - 3 会社が特に指定した前2号以外の日。

- 3 会員及び記名会員は、前2項による施設の利用を調整するために会社が定める予約制度を遵守するものとする。
- 4 天災地変、社会情勢の著しい変化及び施設の保全状況等に基づく止むを得ない事由が生じたときは、会社は、施設の全部もしくは一部の利用を制限し又は廃止することができる。
- 5 会員及び記名会員は、施設の利用に当って、会社に対し、その定める諸費用を支払うものとする。
- 6 会員は、記名会員の施設利用による前項の諸費用の支払を、会社に対し、記名会員と連帯して保証するものとする。

(株式譲渡による入退会)

- 第9条 取締役会の承認を得て株式の譲渡を受け、株主名簿の書換手続を終えた者は、クラブへの入会を希望するときは、会社に対し、入会申込書その他会社所定の書類を提出し、理事会の承認を得たのち、入会登録料を会社に支払うものとする。
- 2 株式譲渡人である会員に、会社に対する年会費、施設利用に係る諸費用又はその他の債務の未払があるときは、それが完済されるまで、理事会は株式譲受人のクラブ入会を承認することができない。
  - 3 株式を譲渡した会員は、譲受人が株主として株主名簿に記載された時に、クラブを退会したものとみなす。
  - 4 退会会員の再入会は一切認めないものとする。但し特別な事由のある場合はその限りではない。

(年会費)

- 第10条 会員及び記名会員は、会社に対し、その定める年会費を連帯して支払わなければならない。
- 2 会員及び記名会員は、会社から請求のあった日の属する月の翌月末日までに、会社の預貯金口座宛に、振込手数料振込人負担で振込んで支払わなければならない。

(同伴者等の債務の保証)

- 第11条 会員及び記名会員は、同伴者又は被紹介者の施設利用による行為の結果及び諸費用の支払につき、会社に対し、同伴者又は被紹介者と連帯して保証する。

(規約の遵守)

- 第12条 会員及び記名会員は、本規約、理事会の定める規則及び通達並びに各種委員会の決議を遵守し、同伴者又は被紹介者にこれを遵守させなければならない。

(施設利用の停止及び除名)

- 第13条 会員もしくは記名会員が次の各号の一に該当し又はその同伴者もしくは被紹介者が次の第1号ないし第3号の一に該当したとは、理事会は、会員及び記名会員による施設の利用を1年の範囲内で停止しもしくは会員を除名し又はその同伴者もしくは被紹介者による施設の利用を禁止することができる。

- 1 年会費の支払を怠り、その未払額が2年分に達したとき。
  - 2 施設利用による諸費用の支払いを怠り、催告が2回に及ぶも、その後1ヶ月以内に支払をしないとき。
  - 3 クラブの名誉もしくは信用を著しく傷つけ、施設利用上の定めにも著しく反し又は秩序を著しく乱したとき。
  - 4 クラブの名誉もしくは信用を傷つけ、施設利用上の定めにも反し又は秩序を乱し、理事会による注意が2回以上に及んだとき。
  - 5 施設を故意又は重過失によって毀損したとき。
  - 6 第三者をして会員又は記名会員の名義を使用させたとき。
  - 7 所属する他のゴルフクラブに於いて施設の利用停止以上の処分を受けたとき。
  - 8 第14条各号の一に該当する場合、その他理事会において施設の利用停止又は除名を相当とする事由があると認められたとき。
- 2 前項により施設の利用を停止された会員又は記名会員は、それによって年会費の支払義務を免れることはできない。

(会員資格の喪失)

- 第14条 会員に次の事由が生じたときは、その者は会員としての資格を当然に喪失し、クラブから退会する。
- 1 第9条第3項によりクラブを退会したとみなされたとき。
  - 2 第13条により除名されたとき。

- 3 死亡し又は法人精算終了したとき。
- 2 会員が死亡したときは、その相続人は、被相続人であった会員の資格を承継することができる。この場合、会員資格を承継する相続人は1名に限り、会員資格を承継した相続人は、会社に対し、その定める登録料を支払い、死亡した会員の会社に対する債務の総てを承継するものとする。
- 3 退会会員の再入会は一切認めないものとする。但し、特別な事由のある場合は、その限りではない。

### 第3章 役員

#### (役員)

第15条 クラブには、理事長1名、副理事長1名、及び理事を若干名置くものとし、その他必要に応じて、相談役を置くことができる。

#### (理事及び役員)

第16条 会社は、理事その他の役員を選任する。

- 2 理事長、副理事長及び相談役は会社が指名する。

#### (理事長)

第17条 理事長はクラブの会務を統轄し、クラブを代表する。

- 2 理事長に事故あるときは、副理事長がその職務を代行し、理事長及び副理事長に事故あるときは、理事会があらかじめ定めた順序に従い、他の理事が理事長の職務を代行する。
- 3 理事は、理事長を補佐し、理事会の決議に基づき、必要な事務を行う。
- 4 会員総会は原則として理事長がこれを招集する。
- 5 会員総会の議長は理事長とする。理事長に差支えのあるときは副理事長が議長を代行する。

#### (理事会)

第18条 理事全員をもって、理事会を組織する。

- 2 理事長は、必要な都度、理事会を招集し、議長となる。
- 3 理事は、理事長に対し、会議の目的たる事項を記載した書面を提出して、理事会の開催を請求することができる。

#### (理事会の権限)

第19条 理事会は次の事項を掌る。

- 1 クラブ運営に関する方針の決定。
- 2 クラブ運営に関する諸規則の制定及び改廃。
- 3 入会申込、並びに記名会員の登録変更申込の審査。
- 4 業務担当理事に対する委任事項の決定。
- 5 その他本規約に定める事項。

#### (理事会規則等の施行)

第20条 理事会で定める規則、通達は会社の承認と同時に施行される。

#### (規約等の改正)

第21条 会社は、理事会に対し、必要に応じて、本規約その他の規則等の改正案を提出することができる。

#### (理事会の決議)

第22条 理事会の決議は、出席理事の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長が決裁する。

#### (理事の任期)

第23条 理事の任期は就任後2年以内の事業年度(第26条に定める)末日までとする。但し再任は妨げない。

- 2 補欠又は増員によって選任された理事の任期は、前任者又は他の理事の残任期間と同一とする。
- 3 理事長、副理事長、常任理事又は理事の任期が満了し、その後任者が選出されるまでの間は、前任者が引続きその職務を行う。
- 4 理事に定年制を設ける。事業年度(第26条に定める)末日に、満年齢が75歳を超える場合、原則として新たに理事として就任することはできないものとする。ただし、組織体制の存続上、必要不可欠と判断された場合、その限りではない。

#### (業務担当の定め)

第24条 理事長は、必要に応じ、クラブの運営の円滑化を図るため、理事の中から業務担当理事若干名を選任することができる。

- 2 業務担当理事は、その業務の結果を理事会に報告しなければならない。

#### (役員報酬)

第25条 理事長その他の役員に対しては、報酬を支給しない。

## 第4章 管 理

(事業年度)

第26条 クラブの事業年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

(クラブの運営経費)

第27条 クラブ運営のための経費は、総て会社の負担とし、クラブの収入は、総て会社の収益とする。

(委員会)

第28条 クラブの円滑な運営を期するため、次の委員会を置くことができる。

- 1 競技委員会
  - 2 ハンディキャップ委員会
  - 3 フェローシップ委員会
- 2 理事会は、必要に応じて、前項記載以外の各種委員会を設置し又は廃止することができる。
- 3 委員会の決議は、理事会決議の上、会社の承認を得た時に、その効力を発する。

(研修会)

第29条 競技委員会の管轄に於いて研修会を組織することができる。

(委員)

- 第30条 委員会の委員は、理事長が会員より委嘱し、任期は1年とする。
- 2 委員は満75歳を超えて就任することは出来ないものとする。ただし、組織体制の存続上、必要不可欠と判断された場合、その限りではない。
  - 3 委員会の委員に対しては、その活動実費のほかには、一切の報酬を支給しない。
  - 4 委員会の委員は、再選を妨げない。

(施設の会員等外利用)

第31条 クラブは、ゴルフの普及・発展及び会社の財政基盤確保のため、会社が、会員及び記名会員以外の者に対して施設を有償利用させることを承認する。

## 第5章 附 則

(規約改正)

第32条 本規約の改正は、理事会が決議し会社の承認によって効力を生ずる。

(細則)

第33条 会社は本規約の運用に必要となる細則を定めることができる。

以上